平成２４年（フ）第１３６１号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目３番地75棟207号
債務者　清家久美子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７９号
京都市山科区西野大鳥井町118番地98
債務者　髙木　勝也
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３４号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地４号棟406号室
債務者　西尾　幸子（旧姓大井）
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７００号
堺市南区若松台１丁４番17―103号
債務者　坂口　明子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９２号
大阪府柏原市国分本町６丁目10番８号
債務者　出口　栄治
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０１７号
堺市堺区南安井町４丁１番12号　マンションフェニックス201号
債務者　佐能　障治
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０７５号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟1009号室
債務者　山下昌美こと　呉　　昌美
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１０２号
堺市西区鳳中町１丁10番地20　サンシャイン中町506号
債務者　丸岡　仁美
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１２６号
大阪府南河内郡河南町大字大ヶ塚42番地の４
債務者　尾崎千世子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８８号
兵庫県姫路市花田町上原田69番地５　ロジュマンⅡ208、従前の住所兵庫県姫路市東雲町４丁目６番地２
債務者　村田　裕美
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４９５号
兵庫県高砂市米田町米田1075番地の１
債務者　原武　一彦
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３７６号
広島市安佐北区可部７丁目12番11―601号、申立時の住所広島県山県郡北広島町奥中原132番地
債務者　**藤**井佐和子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３１号
広島市佐伯区吉見園８番24―207号　クインズガーデン
債務者　桑原　重美
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４３号
広島市安芸区船越１丁目10番21号
債務者　植野　博之
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９１号
広島県廿日市市塩屋１丁目８番11号
債務者　宮中由紀枝
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１３号
広島県東広島市安芸津町風早80番地10
債務者　小島　圭子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３５５号
福岡市中央区黒門２番15号
債務者　井上キミ子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部